

報告第3号

平成24年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、平成24年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

